（法定審理期間訴訟手続に関する経過措置）

第二十三条　第二条改正後民事訴訟法第七編の規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるものについて、適用する。

（督促手続に関する経過措置）

第二十四条　第二条改正後民事訴訟法第三百八十七条、第三百八十八条、第三百九十一条及び第三百九十三条の規定は、施行日以後に申し立てられる支払督促に係る記録事項、送達、仮執行の宣言及び仮執行の宣言後の督促異議について適用し、施行日前に申し立てられた支払督促に係る記載事項、送達、仮執行の宣言及び仮執行の宣言後の督促異議については、なお従前の例による。

2　施行日前に第二条改正前民事訴訟法第百三十二条の十第一項本文の規定により電子情報処理組織を用いてされた支払督促の申立てに係る督促手続については、第二条改正前民事訴訟法第三百九十七条から第四百一条までの規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（申立ての手数料の額及び郵便物の料金等に充てるための費用に関する経過措置）

第二十五条　第四条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する法律（以下「第四条改正後費用法」という。）第三条第二項及び第十一条第一項ただし書並びに別表第二の一の項から四の項まで、八の項、九の項及び一四の項から一六の項までの規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるものにおける申立ての手数料の額及び郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるための費用（以下この条において「郵便物の料金等に充てるための費用」という。）について適用し、訴えに係る事件であって施行日前に提起されたものにおける申立ての手数料の額及び郵便物の料金等に充てるための費用については、なお従前の例による。

（手数料の納付に関する経過措置）

第二十六条　第四条改正後費用法第八条の規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるもの並びに施行日以後に開始される民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続の申立てに係る事件（訴えに係る事件を除く。）（次条及び附則第二十八条において「施行日以後の申立事件」と総称する。）における手数料の納付について適用し、訴えに係る事件であって施行日前に提起されたもの並びに施行日前に開始された民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続の申立てに係る事件（訴えに係る事件を除く。）（次条及び附則第二十八条において「施行日前の申立事件」と総称する。）における手数料の納付については、第四条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第八条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（手数料の還付に関する経過措置）

第二十七条　第四条改正後費用法第九条及び第十条（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後の申立事件における手数料の還付に係る事項について適用し、施行日前の申立事件における手数料の還付に係る事項は、なお従前の例による。

（旅費、日当及び宿泊料に関する経過措置）

第二十八条　第四条改正後費用法第二十一条第二項、第二十二条第二項、第二十三条第二項及び第二十四条（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後の申立事件における旅費、日当及び宿泊料（本邦と外国との間の旅行に係るものを含む。以下この条において同じ。）の額について適用し、施行日前の申立事件における旅費、日当及び宿泊料の額は、なお従前の例による。

（民法の一部改正）

第二十九条　民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三百八十四条第四号中「謄本」の下に「若しくは記録事項証明書」を加える。

（担保付社債信託法の一部改正）

第三十条　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「正本」の下に「（債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録されたものである場合にあっては、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十五条に規定する記録事項証明書）」を加える。

（鉄道抵当法の一部改正）

第三十一条　鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第三項中「正本」の下に「（債務名義ニ係ル電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ）ガ裁判所ノ使用ニ係ル電子計算機（入出力装置ヲ含ム）ニ備フルファイルニ記録セラレタルモノナル場合ニ在リテハ民事執行法第二十五条ニ規定スル記録事項証明書）」を加え、「添附スベシ」を「添付スベシ」に改め、同項ただし書中「添附スル」を「添付スル」に改める。

（公証人法の一部改正）

第三十二条　公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五十七条ノ二第三項中「第九十九条第二項、第百一条乃至」を「第九十九条、第百条第一項、第百一条第二項、第百二条ノ二」に、「第百六条」を「第百六条並」に改め、「並第百九条」を削る。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第三十三条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七十条の七中「第九十九条、第百一条」を「第百条第一項、第百一条、第百二条の二」に、「、第百八条及び第百九条」を「及び第百八条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは「公正取引委員会」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあるのは「公正取引委員会の職員」と読み替えるものとする。

第七十条の九中「第百九条」を「第百条第一項」に改め、「含む」の下に「。第八十一条第三項において同じ」を加える。

第八十条第一項中「必要な書類」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を加え、同項ただし書中「所持者」の下に「又はその電磁的記録を利用する権限を有する者」を加え、同条第二項中「所持者」の下に「又は電磁的記録を利用する権限を有する者」を、「提示された書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第三項中「の書類」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書類」の下に「又は当該電磁的記録」を加える。

第八十一条第一項第一号中「書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第三項中「決定書」を「電子決定書（民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（同法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。以下同じ。）」に改め、同条第四項中「決定書」を「電子決定書」に改める。

第八十二条第二項中「決定書」を「電子決定書」に改める。

第百二条第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削る。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　前条の規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八十一条第三項及び第四項並びに第八十二条第二項の規定は、施行日以後に提起される同法第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えにおける秘密保持命令の送達及び効力の発生時期について適用し、施行日前に提起された私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えにおける秘密保持命令の送達及び効力の発生時期については、なお従前の例による。